

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター施設管理業務委託 提案書評価基準

1 基本的な評価事項について

「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター施設管理業務委託」の事業実施候補者の特定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター施設管理業務委託プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において評価を実施した上で、評価が最も高い提案者を事業実施候補者とします。

2 評価方法について

- (1) 評価委員会の委員（以下「委員」という。）は、提案書の内容及びヒアリングの内容を踏まえ、「表 プロポーザル評価表」に沿って評価し、評価点を与えます。委員1人あたりの評価点の満点は110点とします。
- (2) 評価項目、評価の着目点及びそのウェイトの詳細については、「表 プロポーザル評価表」のとおりです。
- (3) 全ての評価は絶対評価により行います。
- (4) 委員の持ち点合計の55%を基準点とします（委員6人全員が評価委員会に出席した場合の満点は110点、基準点は61点）。基準点に達しない場合は不適格とします。
- (5) 委員が評価委員会を欠席した場合、その委員の評価点は無効とします。

3 評価結果について

- (1) 評価基準に基づいてなされた評価について、項目ごとに点数を算出し、合計点が最も高い提案書を作成した者を事業実施候補者として特定し、当該事業実施候補者との契約について、脳卒中・神経脊椎センター第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会に諮ります。
- (2) 評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、評価項目のうち、特に「5 設置機器の習熟度」の評価点合計が最も高い者を事業実施候補者として特定します。
- (3) (2)における「5 設置機器の習熟度」の評価点合計にて優劣が決しない場合は、「3 統括管理責任者・副統括管理責任者の実績」の評価点合計が最も高い者を事業実施候補者として特定します。
- (4) (3)における「3 統括管理責任者・副統括管理責任者の実績」の評価点合計にてもなお優劣が決しない場合は、委員の投票により当該同点者の順位を決定し、最も順位が高い者を事業実施候補者として特定します。なお、委員の投票結果によっても優劣が決しない場合は、委員長の判断により事業実施候補者を特定します。